

診療所：個人情報保護法関連 Q & A

1. 個人情報保護法とはどんなものか教えてください。

個人情報保護法は、平成15年5月30日に公布された法律で、平成17年4月1日に全面施行されました。（正式名称：個人情報の保護に関する法律）

この法律における個人情報とは、特定の個人を識別できる情報を指し、氏名、性別、住所、生年月日、思想、信条など、おおよそ個人に関する情報すべてが該当します。**診療所などの医療機関では、診療録・処方せん・照射録・手術記録・検査所見記録・エックス線写真などが該当します**。なお、個人情報保護法上では、5,000超の個人情報を持つ事業者を対象としていますが、医療分野ではより厳しく、医療機関等の全ての事業者がこの法律の対象とされています（厚労省ガイドライン）。

2. 個人情報に関する厚労省ガイドラインとはどんなものか教えてください。

厚労省ガイドラインとは、医療機関などが個人情報の適正な取扱いが出来るように個人情報保護法の基に、厚労省が作成したものです。全ての医療機関は、厚労省ガイドラインを遵守しなければなりません。

医療分野は、「金融」、「通信」とならんで、個人情報の重要3分野に位置づけられ、その情報は「センシティブ情報」と呼ばれています。また、個人情報保護法は生存する個人を対象としていますが、死亡者の情報についても、生存者の情報と同様に取り扱う必要があるとされています。

3. 診療所にはどのような対応が求められますか？

法令やガイドラインを遵守するためには、まず医療機関内に準備・対策委員会等の設置が必要になります。次に、医院における個人情報の棚卸し（どの情報がどんな個人情報を含み、どんな管理をしているかなど）を行い、その取扱いに関する対応方針をとりまとめなければなりません。そして、その対応方針に従って、院内の個人情報に関する安全管理体制の整備と職員研修を行うことが求められます。

医療機関では、診療録・手術記録・エックス線写真など、ほとんどの情報が個人情報となりますので、しっかりとした対応が求められます。**患者さんだけでなく、職員や出入りする業者の方の個人情報も対象になります**ので、ご注意ください。

4. 個人情報保護法上、外来患者さんを氏名で呼び出ししても大丈夫でしょうか？

厚労省ガイドラインのQ & A（事例集）では、「外来患者の呼び出し」について、「やめて欲しい旨の要望があった場合には、誠実に対応する必要がある」としています。

しかし、患者の呼び出しが取り違い防止に繋がる便宜上、医療機関では、患者の希望を踏まえ、個人情報の保護も含めた適切な医療を行うという観点に立って、対応可能な方法をとることが必要だと解説してあります。

従来どおりに、**患者さんを呼び出しする際は、あらかじめ院内に「氏名での呼び出しに不都合がある場合はお申し出てください」などと掲示**しておけば、トラブルが回避できると思います。

5 . 個人情報保護法上、カルテ等の開示の際、開示手続きにかかる費用を請求できるとしてはいますが、どのくらいが妥当でしょうか？

ご質問の件につきまして、厚労省ガイドラインQ & A P 2 8 (Q 9 - 1) に掲載されていますが、「実費を勘案して合理的と認められる範囲内」で手数料を徴収でき、「個別の事例に応じて判断が異なる」と記述され、言及されていません。

手数料について、あくまでも一般企業の例になりますが、公的文書（住民票等）の開示手数料と同等の300～500円が妥当ではないかと言われています。

この金額について、「他の診療所では100円なのに、ここは500円だった」などと患者さんとのトラブルになる得る可能性がありますので、“地域性”と“団体の動向”に従って徴収の金額をご判断していただきたいと考えます。